

江戸時代における被服規制

—信濃国伊那地方について—

林 千穂

1 はじめに

江戸時代は幕藩体制を維持・強化するため士農工商という身分制度が設けられ、様々な法度により「分相応」を原則とする 厳重な 規制がしかれた時代である。それらの規制は着用する衣服にまで及び、幕府は元和元年(1615)に最初の被服規制を行ったが、以後慶応2年(1866)まで100回余にわたっている。その内容は、身分によって着用できる衣服をかなり具体的に明示し、規制の対象も武士・町人・農民の各階層に及んでいる。

他方、諸藩においても藩独自に、あるいは幕府令を受けた形で被服に関する規制が行われたが、幕府法及び岡山藩・鳥取藩・熊本藩等長野県外のいくつかの大藩については既に調査研究が発表されている¹⁾。

被服規制は儉約あるいは奢侈禁止の名のもとに領民に対して、身分と着用できる衣服や履物・髪飾り等を定めたものであるが、領主側からの規制以外に「村定め」として規制される場合もあった。例えば飯田領山村では天保11年の「村内申合相定之事」の中で服制についてふれている²⁾。

本稿では長野県下の各藩でどのような規制が行われたのか、またそれらの規制から逆に当時の被服状況を探るべく、さし当って飯田藩を中心とした下伊那地方について考察を行った。

2 伊那地方(下伊那)について

下伊那地方は長野県の南部に位置し、天竜川流域に沿った東は赤石山脈、西は木曾山脈に囲まれた山間部の多いところである。これら山間部からは江戸初期の都市や城郭の建設のための用材や屋根材(樽木)となる木が豊富に産出したことから、幕府の蔵入地とされ代官所が置かれていた。これら幕府の直轄地以外の土地は、石高2万石の外様大名である堀氏が12代200年にわたって飯田を中心とした地域を統治し、それ以外は旗本の知久氏・近藤氏・千村氏らによって治められた。

飯田の城下町は三州街道を通じ「中馬」の中間基地として栄え、尾張・京・大坂の文化も早くから入り、石高が小さい割にはかなりの賑わいをみせた³⁾。しかし一方

では藩政を不満とする一揆が多発し、史実として残っているだけでも14回を数える⁴⁾。下伊那地方で起った衣服に関する騒動として「上下」着用の制限に対する不満から起ったものがある。これは隸属農民として位置づけられていた被官達が親の葬式に「色肩衣⁵⁾」を着用したことを村役人に咎められ、それに反抗した騒動であるが、元文~明和年代にかけてこれに類する騒動が3つ記録されている⁶⁾。

江戸時代、身分と密接な関連をもっていた被服はこのように身分解放運動の端緒となった。

3 被服規制の具体的内容

江戸時代を信州の幕藩体制の確立~動揺~解体の過程からみた一つの時期区分として、前期を慶長~貞享まで、中期を元禄~安永まで、後期を天明~幕末までと考え、被服規制を検討した。史料の中では、士階層に対するものが極端に少なかったため、町人・百姓層のみ考察した。

(1) 前期

調査した範囲内では飯田藩に関する史料は前期には見当たらず寛文13年(1673)に幕府領の伊久間村におけるものがある⁷⁾。

「一、百姓之衣服此以前より如御法度、名主ハ妻子共ニ絹・紬・木綿、わき百姓ハ布・木綿斗可着之、此外糸リ・帯等にも不可致、名主・百姓共ニ紫・紅ニ染申間敷候、其外ハ何色ニ成共かたなしニ染着シ可申旨奉得其意候御事」

これは五人組帳前書の被服に関する記述であるがこの文面とはほぼ同じものが寛文8年(1668)に幕府令として出されている⁸⁾。伊久間村は寛文12年に飯田領から幕府領になった村であるが幕府の規制を速やかに受けてのものだと考えられる。

幕府は農民の衣服については、寛永5年(1628)に最初の規制を行ったが⁹⁾、そこでは名主とそのほかの百姓の女房については、紬を許している。しかし14年後の寛永19年(1642)の儉約令¹⁰⁾では、紬は庄屋しか許さず、以後庄屋以外の百姓は網類は一切ご法度となった。

また幕府は紫・紅に染めることを寛永20年(1643)に

表1 町人・百姓に対する被服規制 (享保元年)

町		在	
対象	内容	対象	内容
町年寄 および妻子	羽二重以下	庄屋 および妻子	絹・紬以下
問屋	羽二重以下	組頭、長百姓、 および妻子	紬 以下
問屋の妻子	絹・紬以下		
庄屋 および妻子	絹・紬以下	平百姓 および妻子	木綿 以下
家持町人 および妻子	絹・紬以下		
店借町人 および妻子	紬 以下		
女衣類…縫金糸入絹縮の類一切無用 帯に縺子・緞子・縮緬無用			
召仕男女衣類、帯共に木綿のほか一切無用			

すべての百姓に禁止、その他の染めも「かたなし」(無地)とした。飯田藩ではなぜか染色に関する規制は幕末まで見当たらない。

(2) 中期

飯田藩では享保元年(1716)の「町・在衣服定¹¹⁾」が被服に関する規制の初期のものと思われる。この中では町と村の領民に対して身分と着用できる衣類を定めている。それを表にまとめると表1の通りである。

「町年寄衣類羽二重以下可致着用」とされ、衣類という言葉が使われている。帯という言葉も使われていることから、衣類は帯以外の衣服と考えられる。しかしそれが下着も含めた衣服一般を指しているのか、上着だけを指しているのか不明である。

着用衣類はまず繊維により、絹は身分の高い者、木綿は低い者と分け、さらに絹を羽二重・絹・紬と分けている。羽二重は当時上等な絹地を指し、よく精製された平絹で女子に縮緬が用いられるようになってからは、男子用小袖地として用いられた¹²⁾。当時とすれば大変ぜい沢な織物であり、幕府令では町人層には許されていない。しかし飯田の城下町では問屋以上の町人にも許されている。

絹については表1の身分階級との関連で推測すると、羽二重より粗悪で紬より上等な絹織物を指していることが考えられる。紬は繭から糸を取らずに屑繭を真綿とし、真綿から両手の親指と人さし指をもって紡ぎ出した糸で織ったものである¹³⁾が絹は生糸を使って織った、羽二重より劣る平織りの絹織物を指しているのではないかと推測される。

百姓は平百姓以下は紬も許されていない。しかし町人は店借町人まで紬が許され町人に対する規制の方が緩い。

また布(大麻・麻などの靱皮繊維で織られたもの)についてふれてないが、飯田藩ではこの後に出されたいくつかの「触」の中でも布は夏袴・帷子といった夏用の衣服の素材として出てくるのみで、その他の衣服には出てこない。既に布は日常の長着として着用されていたことがうかがわれる。布に関しては、同じ下伊那地方の他領の加々須村では幕末の安政2年(1855)に出された定¹⁴⁾に「男女共衣服すべて地木綿・地布を着用せしむべくの事」と「地布」という語が使われている。これはこの地方で織られた布という意味なので、この地方では江戸末期に麻の織物が織られていたことを示している。

次に町・在とも女の衣類に縫金糸入絹縮が禁止されている。縮緬は夏期用の縮布に基いて経に絹生糸を用い、緯に苧麻を用いた絹と麻の交織織物であり¹⁵⁾、縫金糸入はその織物にさらに金糸を使って刺しゆうが施された着物であるが、これは絹糸や金糸を使ったぜい沢品であるという点から禁止されたものと思われる。幕府令では享保9年(1724)に大名の妻女に「軽き縫金糸入」を禁止したが、それより8年前に飯田藩では既に禁止されている。

帯については、縺子・緞子・縮緬が禁止されている。いずれも当時とすれば高級絹織物であり、幕府令では町人・百姓に対してただ絹布の帯とだけ表現され、このような具体的な織物名をあげての規制はない。

またこの「定」から召仕男女以外は帯に縺子・緞子・縮緬以外の絹が許されていたことがうかがわれる。

寛延3年(1750)に郡奉行から「妻子・下女衣類之品、近年猥に相成候、享保元年被仰出候趣急度相守候様可申付候」と「触」が出されている¹⁶⁾。享保元年の規制が女達に守られなかったことを示している。

宝暦9年(1759)には

「町・在衣服之品近年上下之分無之候、先達而相触置候通、急度相聞美麗之衣服着用致間敷候¹⁷⁾」

と奢侈になってきた風潮を戒め、「分限」をわきまえよとしている。個々の階層についての規制はなく、とくに最下層の下男・下女のみ衣服は木綿にせよと規制している。衣服が儉約の名のもとに身分表示の役割を受けていたことがうかがわれる。

また

「女子は帯之類、有来之絹・紬は相用、新規之義堅無用に候、男は有来候共、帯も絹類可為無用候」

とされ、男と女では帯についての規制は男の方が厳しく、女の帯については今まで着用していた絹・紬はよい

江戸時代における被服規制

表2 町人・百姓に対する被服規制(天明7年)

町 方		在 方	
対 象	内 容	対 象	内 容
町 年 寄	肩衣・羽織・袴の裏絹	庄 屋	袴・羽織の裏絹
町 年 寄 および 妻子	上着かびたん・糸入絹	苗字御免の御用 達および妻子	上着かびたん・糸入絹
間 屋	肩衣・羽織・袴の裏絹	中 百 姓 以 上 お よ び 妻 子	上下, 上着綿服, 裏・袖口・半襟共二絹類 下着絹・紬=限り白無垢・浅黄無垢 帯ハ縮緬=限り, 夏羽織麻・絹并薄絹・絹緞子 夏袴絹類, 帷子晒麻限り
間屋および妻子	上着かびたん・糸入絹		
庄 屋	肩衣・羽織・袴の裏絹	小 百 姓 以 下 お よ び 妻 子	袴, 上下, 下着・帯共=木綿, ゑり・袖口へ絹類 帷子・夏羽織・夏袴ハ布之外無用
家持以上および 妻 子	上下着用の事有来りの品 上着綿服, 裏・袖口・半襟共二絹類 下着絹・紬=限り 白無垢・浅黄無垢 帯ハ縮緬=限り 夏羽織, 麻・絹=限り并薄絹・絹緞子 夏袴絹類, 帷子晒麻限り		
表借家および 妻 子	袴, 上下, 下着・帯共=木綿 ゑり・袖口へ絹類, 帷子・夏羽織・夏袴布の外無用	借 家 者・手 代 手 間 取	下着・帯共=木綿, ゑり・袖口へ絹類, 上下・袴 夏羽織・帷子布之外無用 銀・べっ甲飾・かうがい・かんさし・足駄・塗下駄・草緒 裏附中貫草履・雪踏・蛇目雨傘 ばら緒雪踏
裏借家者および 妻 子	衣類ハ表借家者=同断 上下・袴 銀・べっ甲飾・かうがい・かんさし・足駄・塗下駄・草緒 裏附中貫草履・雪踏・蛇目雨傘 但 ばら緒雪踏		
手代・手間取		下 男・下 女	借家者=同じ, 下男ハばら緒雪踏
下 男・下 女	裏借家=同じ 下男ハばら緒雪踏	医 師・剃 髪 之 隠 居・絵 師	町方同断
医 師	上着木綿・麻, 夏羽織絹, 十徳ハ勿論, 儒医上下・袴 かびたん・糸入絹羽織裏并上着裏絹	かいとり, 日傘	
剃髪之隠居并 絵 師 之 類	十徳様之物今迄之品		
かいとり, 日傘			

が, 新調したものはいけないとしている。女帯の「新規」の禁止は新調することによる浪費を考慮してのものと考えられる。

享保元年には召仕男女以外は帯に絹類の使用が許されていたことを前述したが, この規制により男帯への絹類の使用が禁止された。このように今迄の規制より厳しくなった背景としてこの期における藩財政の窮乏化が考えられる。それを示す事例として「千人講騒動¹⁸⁾」がある。この騒動の発端ともなるのが宝暦11年に出された「儉約御触書¹⁹⁾」である。五ヶ年と限ってはあがるが, その中では「御会金」の出資額により着用できる衣服が定められている。

注) ゴジックは着用を禁じたもの, 他は許したものの

「一 御会金五枚已上御請仕もの, 絹・紬之外堅ク無用ニ候, 但妻・娘等右准縫金糸等用へからず, 帯ハ有合之品不苦候,

一 御会金壹枚以上御請仕ものハ, 絹・紬之外無用, 妻・娘ハ絹・紬之外無用, 縫入等ハ無用, 帯等も有来候といへとも織もの類堅無用

一 御会金壹枚差上兼候程の分限之者ハ, 木綿之外堅無用, 妻・娘も右准可申候, 帯ハ染絹等不苦候」

「御会金」を壹枚以上出せば今まで庄屋以上の者でないときさなかつた絹・紬を着用できるようにするというものであり, より上層の身分階層の着用している被服を着用したいという領民の欲望を巧みに利用した触書として

表3 帯に関する規制

年号 領地	寛文13年 (1673)	享保元年 (1716)	寛延3年 (1750)	宝暦9年 (1759)	天明7年 (1787)	寛政元年 (1789)	
幕府領	名主ハ妻子共ニ 絹・紬・木綿 わき百姓ハ 布・木綿斗						
飯田領		御町・在々女 繻子・緞子・ 縮緬無用 御町・在々召 仕男女 木綿	享保元年と 同じ	女子ハ 有来之絹・紬 相用 新規之義堅無 用 男ハ 有来候共, 絹 類可為無用	町方 家持以上妻子 共ニ 縮緬ニ限り 表借家并妻子 共ニ 木綿之事 裏借家者并妻 子・手代・手 間取 表借家者ニ同 断 下男・下女 裏借家者ニ同 断	在方 中百姓以上妻 子共ニ 縮緬限り 小百姓以下妻 子共ニ 木綿 借家者・手 代・手間取 木綿 下男・下女 借家者ニ同断	
近藤 知行所						※ 有来り之分 絹・縮緬迄勝 手次第但有来 といへ共, 縮 服不相応之帯 ニ申間敷	
年号 領地	文化3年 (1806)	文化13年 (1816)	文政12年 (1829)	天保15年 (1844)	安政2年 (1855)	安政5年 (1858)	明治3年 (1870)
幕府領					頭百姓・長町 人・頭町人の 分, 妻娘共ニ 絹以下		
飯田領		在方百姓以上 妻子共ニ 絹縮緬ニ限る 小百姓以下妻 子共 木綿	天明7年と 同じ	男女共ニ 絹紬太織之品 又は縮緬限 借家ものハ 木綿		※ 縮緬・絹・紬 借家もの并召 仕 木綿	男女とも 絹紬太織 借家もの, 召 仕, 下人 分限相弁籠服
近藤 知行所	組頭以上妻子 共ニ 絹迄不苦 組頭以下およ び妻娘 木綿帯たるへ し						

注) ※は階層分類不能

江戸時代における被服規制

注目される。

(3) 後期

天明7年(1787)に「町・在衣服定触」が出されている²⁰⁾。これは飯田藩の被服規制の中では最も詳細かつ具体的な内容をもつものである。その内容を表にまとめると表2の通りである。

階層を細かく分け、それぞれの階層に対する具体的な規制がみられる。内容は今迄の規制にはみられなかった服種による規制が行われている。例えば「上下」が許される階層、「上下」は禁止だが「袴」は許される階層、「上下」も「袴」も許されない階層などである。

またこれら「上下」・袴・羽織や白無垢・浅黄無垢・「かいたり」(打掛の小袖)など男女の礼服が規制対象にあげられているのは、当地方にこのような衣服の着用習慣が浸透してきたことを示している。

新しい織物名として「カピタン」・糸入縞・絹緞子があがっている。「カピタン」は室町末期から江戸初期に九州に渡来した外国船によって輸入された絹織物で地質は経に絹、緯に綿糸を使用した織物である²¹⁾。糸入縞は、綿織物に絹糸や袖糸を縞糸として織ったものである²²⁾。「カピタン」も糸入縞もいずれも木綿を主体とした中に絹糸を織り込んだ織物であり、純粋な絹織物ではない。享保元年には庄屋以上の階層の場合絹織物が許されていたがこの規制では庄屋であっても、絹は肩衣・羽織・袴の裏にしか許されなくなり、規制は厳しくなっている。

絹緞子は撚りを強くした絹糸で粗く織った夏用の織物である。

帯については町人は家持以上、百姓は中百姓以上までが縮緬を許されているが小百姓以下は絹は許されていない。

い。帯について、年代別・領地別に規制の変遷をまとめると表3の通りである。

下着には絹・袖が許された中百姓以上も、上着は綿服とされ、袖口裏や半襟など僅か目に付く所にさえ絹類を用いることが禁止となっている。これは上着・下着共に木綿とされた小百姓以下も同様で、これらの所への絹の禁止は、このような所に禁制の絹を用いる者があったということであり、当時の百姓層の絹への憧れがうかがわれる。

また白無垢・浅黄無垢が家持以上の町人・中百姓以上に禁止になっている。飯田藩においては、白無垢・浅黄無垢の規制が幕末まで行われ、それを年代別・領地別に表にまとめると表4の通りである。

無垢というのは「小袖の袖口・裾まわし・八つ口など表から見えます所をば、表と同じ共きれでなされましたことを申します²³⁾。」とあるように、普通の^{おき}袷に比べ表布を裏にも使うぜい沢な仕立てということから禁止されたと考えられる。表借家以下の町人や小百姓以下には禁止になっていないのは、このような衣類とは無縁であったからであろう。

髪飾りについては、幕府令では早くも元禄17年(1704)に「女のさし櫛・かうかい=金銀のかな物無用、蒔絵類も結構成形無用」と金銀を用いたり、蒔絵のついた櫛や笄を禁止している。江戸初期頃までは女性の髪形は垂髪であったのが、寛文以降元禄にかけて小袖や帯が発達し、装飾性を増すに伴い結髪が行われるようになり、それが大型化していくにつれ留め具や梳き具として櫛や笄が用いられるようになった。それら櫛や笄の材料としてやがて金・銀・べっ甲が使われるようになったのである。

表4 白無垢・浅黄無垢の規制

年号 領地	天明7年(1781)	寛政元年(1789)	文化13年(1816)	天保15年(1844)	安政5年(1858)
飯田領	・町方 家持以上妻子共=白無垢・浅黄無垢無用 ・在方 中百姓以上妻子共=白無垢・浅黄無垢無用		在方百姓以上へ白無垢・浅黄無垢禁之	男女共白無垢・浅黄無垢不相成	※白無垢・浅黄無垢不相成
近藤知行所		村々庄屋組之者妻子白無垢・浅黄無垢決而相用申間敷			

注) ※は階層分類不能

が、飯田藩では裏借家以下の町人・借家者以下の百姓に禁止されている。

履物については当時いろいろな種類があったようである。足駄と下駄の区別は木製の台下につけた歯の高低により区別されていたが、江戸では歯の低いものを下駄と称していた²⁴⁾。このいずれも裏借家以下の町人・借家以下の百姓には許されていない。許された履物は、ばら緒の雪踏であるが、これがどのような履物なのか不明である。普通の雪踏は竹皮草履の裏に毛皮などを張ったもの²⁵⁾であるので、これはもっと粗末な雪踏であったと推測される。下男・下女はこのばら緒の雪踏も禁止されている。

日傘が町・在すべての者に、蛇目雨傘は裏借家以下の町人・借家者以下の百姓に禁止になっている。飯田近辺の幕府領(千村氏領)加々須村では、安政2年に日傘が頭百姓・長町人・頭町人の妻娘に許され、小者の妻娘には禁止になっている²⁶⁾。しかし、小者であっても病者は廉末の傘・下駄が許され病者に対する規制の緩和がみられる。

文化3年(1806)には衣類に関して次のような規制がある²⁷⁾。

- 「一 衣類之儀、可為綿服、夏羽織之儀ハ絹・麻ニ限り可申候、組頭以下羽織不相成候」「但 7歳以下之小児、7拾歳以上之老人ハ絹迄不苦」
- 「一 上下之儀、近年猥ニ末々之者迄着用致候哉之旨、粗粗聞候、甚以不埒之事ニ候、以来ハ組頭迄、尤其外にも由緒有之候者ハ格別、猥ニ着用不相成候事」

天明7年の規制と異なり組頭以下は羽織が禁止になっている。また7歳以下と70歳以上の者には絹が許されている。弱者への配慮は先の加々須村の「触」でも全く同じ年齢層への規制緩和がみられる。近藤知行所の北山本村では「6拾歳以上の老人は格別、下着は絹・紬迄勝手次第たるべし²⁸⁾」と同じ下伊那地方でも領地による違いがみられる。

また「上下」を末々の者まで着用していることを咎めているが、「上下」は町人・百姓層では葬式や婚礼などで吉凶時に着用したものである²⁹⁾。前述した「上下騒動」は凶時に着用したことから起っている。

文化13年(1816)には「天明・文化之度ニ申渡候へ共、今忘脚腰相成」として再び今迄の規制をくり返している。規制しても規制しても守られない様子を知ることができる。とくに吉凶時に規制が守られなかったことを示すものとして、文政12年(1829)に「吉凶之砌、御制禁之衣服致着用もの有之趣相聞」と「触」が出されている³⁰⁾。また吉凶服としてどのような衣服を持っていたか

を示す史料として、次のものがある。天保3年(1832)に書かれた「林村片桐家娘着物改帳」である³¹⁾。これによれば片桐家の娘「おかの」が持っていたものとして、黒襦子・黒七こ・黒の五ろう・黒縮緬・羽二重黒裾襦袢・黒の羽二重・羽二重黒袴・絹浅黄無垢・浅黄縮緬無垢・緋縮緬惣襦袢・白縮緬わた入・紫市松無垢・紫無垢綿入などが詳細に記録されている。

片桐家は庄屋であるが、上記の絹類は当時、庄屋といえども「上着」として用いることは禁じられており、この「着物改帳」は規制の効力を推測する史料として重要なものである。

規制をより効果的にするための手段として制裁規程が定められている。この制裁規程は他藩では相当厳しいものもみられる。例えば熊本藩では宝暦6年に「絹類并上方染帷子用候もの、男女五十日在牢³²⁾」と「在牢」という制裁にまで及んでいる。飯田藩では、文化3年に「若し相背者於有之」として「吟味の上咎申付、庄屋・組頭越度ニ可相成候」、文政12年・天保3年には、「廻り之者差押訴出る咎ニ候間、当人は勿論、親・夫迄糺、其上急度可申付候」、安政5年には、「廻り之者見掛次第其品取上げ、当人ハ不及申、親類・大屋・組合を嚴重之御咎可申付候³³⁾」と幕末に向って連帯責任の範囲を広め、厳しくしている。

幕末には安政5年(1858)に「触」が出されている³⁴⁾。

- 「一 他領より妻・養子貰請引取候者、縁者へ引移候節、里方存寄次第之着服致候処、以来ハ不相成候間、縁談取極候節より当方御停止之衣類為致着用間敷候
- 一 他所之縁組致遣候節も、右同様御停止之衣類着為致間敷候
- 一 立附之義、近来御家中御目見以上之服ニ被仰出候間、以来町在之もの着用不相成」

今迄の「触」にはない他領との縁組に関する規制がみられる。すなわち他領より来た場合も、行った場合も当方停止の衣類は着用を禁止するということである。縁組による他領との往来から規制が破られることを防止したものであろう。

また「立附」が新しい衣服として登場し、町・在の者の着用を禁止している。「立附」は「裁付にて股はき脚半を合せ作りたるものなるべし³⁵⁾」と袴の下部が脚半仕立てになっている袴の一種であるが、このような機能性を備えた便利な袴もなぜか町・在の一般庶民には禁止とされている。

被服規制としては最後と思われるものが、明治3年(1870)に出されている³⁶⁾。

「世風ニつれ分限も不弁、自然と奢候故之義ニ可有之」とさらに奢侈になってきている様子がうかがわれる。

「一 服制男女とも上着ハ木綿、下着ハ絹・紬太織、帯ハ右同品、又ハ縮緬・五節服等、総而下値之品可相用、借家もの・召仕・下人ハ別而分限弁僞服着用可致事、但し女半襟其外ハ縫模様、且振袖等不相成候事」

「一 女髪結いたし候もの令制禁候事、以来相背候もの有之おみてハ、当人は重キ咎申付、為結候もの、敵敷可及沙汰候」

新たに振袖が規制対象とされている。またこの振袖、及び半襟への刺しゆうが禁止され、庶民層にこのような装飾性の強い衣服が広まってきたことがうかがわれる。

結髪に関しては髪結い業者も結ってもらった当人も取調べるという厳しい姿勢がうかがわれる。この髪結業者に対する規制は、天保15年(1844)にもみられる。「在々ニおみて髪結渡世之儀ハ御停止ニ候間其旨相心得³⁷⁾」と髪結業を停止させている。髪飾りへの高価な材質使用の禁止が一向に守られなかったための強行手段と考えられる。

4 むすび

以上、飯田藩を中心とした下伊那地方の被服規制について、史料を中心に検討を行った。下伊那地方は、幕府令に比べ全般に規制が緩やかであり、さらに縫金糸入絹縮・縺子・緞子・縮緬など的高级絹織物が割合早くから規制対象とされ、「上方」の衣生活文化の影響を早くから受けていたことがうかがわれる。

被服規制は後期にいくに従い頻度が増し幕藩体制の動揺～解体に伴い規制を強化していったことを知ることができる。

また町人層と百姓では百姓に対する規制の方が厳しく、幕藩体制の経済的基盤をなしていた百姓に対する支配層の姿勢がうかがわれる。

今後、県内の他の藩についても同じように被服規制の検討を行い、長野県内の江戸時代における被服状況を探りたいと考えている。

おわりにご指導いただいた本学の青木孝寿教授、長野県史刊行会の古川貞雄先生、また史料読解の上でご協力いただきました松代高校の唐木伸雄先生に深く感謝します。

注

- 1) 西村綾子：岡山大学教育学部研究集録、32号、33号、35号、41号、44～49号

- 2) 切石誌編纂委員会：切石誌、切石誌刊行委員会(昭55)
- 3) 平沢清人：飯田藩、物語藩史第4巻、新人物往来社、(昭51)
- 4) 平沢清人：伊那の百姓一揆、伊那史学会(1966)
- 5) 色眉衣とは「白キ木綿ニ而上下之形ニ仕候」、長野県史、近世史料編第4巻(一)、p.774
- 6) 前掲 伊那の百姓一揆
- 7) 前掲 長野県史p.842
- 8) 御当家令条286号、徳川禁令考2792号
- 9) 御当家令条378号
- 10) 御当家令条453号、徳川禁令考2781号
- 11) 前掲 長野県史p.309
- 12) 永島信子：日本衣服史、芸艸堂(1953)p.425
- 13) 角山幸洋：日本染織発達史、田畑書店(1968)
- 14) 下伊那郡喬木村民俗資料館所蔵
- 15) 前掲 日本衣服史p.444
- 16) 郡奉行儉約触、飯田市役所座光寺支所所蔵(県史刊行会写真)
- 17) 御領分町在申渡シ事、飯田市役所座光寺支所所蔵(県史刊行会写真)
- 18) 宝暦14年飯田城主堀親長の代に藩財政の窮乏を救済する目的で郡奉行黒須権右衛門が講方式の御用金賦課を発案し、それを強引に実行した。この理不尽なやり方に怒った藩内の百姓ならびに町人達は大幅動を起した。——小林邦人、伊那農民騒動史、山村書院(昭8)による
- 19) 前掲 長野県史p.38
- 20) 前掲 長野県史p.328
- 21) 原色染織大辞典、淡交社(昭52)
- 22) 服装大百科事典(上)、文化出版局(1969)
- 23) 前掲 日本衣服史p.497
- 24) 宮本肇太郎：かぶりもの・きもの・はきもの、岩崎美術社(1968)
- 25) 前掲 かぶりもの・きもの・はきもの、p.197
- 26) 前掲 下伊那郡喬木村民俗資料館所蔵
- 27) 御後約被御出候ニ付村方江被仰渡候書付、下条村小松原共有(県史刊行会写真)
- 28) 前掲 長野県史p.633
- 29) 河譜実英：日本服飾史辞典、東京堂出版(昭44)
- 30) 御触之事、飯田市駄科北沢小太郎氏所蔵(県史刊行会写真)
- 31) 前掲 長野県史p.1036
- 32) 前掲 西村綾子：岡山大学教育学部研究集録41号
- 33) 御触之事 上郷町南条浜島保正氏所蔵(県史刊行会写真)
- 34) 前掲 岡山大学教育学部研究集録41号
- 35) 喜多村信節：嬉遊笑覧(上)、名著刊行会(昭49)
- 36) 質素儉約御触ニ付村内印形取書上帳、上郷町飯沼共有(県史刊行会写真)
- 37) 前掲 長野県史p.75